大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 5 条第 1 項の規定による届出について、同法第 8 条第 1 項の規定により盛岡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成19年9月4日

盛岡地方振興局長 宮 舘 壽 喜

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 生鮮&業務スーパー本宮店 盛岡市本宮三丁目12番10号
- 2 届出者の氏名又は名称 有限会社武藏農産
- 3 盛岡市から聴取した意見の概要 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - (1) 本届出の発生集中交通量は、全店舗面積分の発生集中交通量を大店立地法指針により設定し、既存店と増床分の面積比により増床分の発生集中交通量を算出し、現況の交通量に加算して交通処理計画を検討しているが、既存店の実績に基づく発生集中交通量は大店立地法指針による交通量を大幅に上回っていることから、実態に即して既存店の実績から推計し、交差点の交通処理計画を検討すること。
 - (2) 駐車台数について、既存店の実績も考慮し、台数に不足を来たさないよう再検討すること。
 - (3) 駐車場への出入りについて、出入口となっていない駐車場西側をはじめ周辺の市道部からの出入りが実際に見られるので、 安全のため出入りができないよう措置を講ずること。
- (4) 駐車場内の車路について、一部において幅 5.0 メートルの箇所があるが、駐車場法施行令の基準により 5.5 メートル以上を確保すること。
- 備考 本公告に係る盛岡市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市 役所に備えておいて縦覧に供する。